

調達要求番号 : 3/A00001-0001

陸上自衛隊仕様書

物品番号	仕様書番号	
募集・広報活動用スマートフォン	作成	令和5年3月1日
	作成部隊名	自衛隊山梨地方協力本部

1 総則

この仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用する募集・広報活動用スマートフォンについて規定する。

2 契約期間

令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

3 契約台数

15台

4 仕様等に関する要求事項

(1) 機種性能等

ア 機種のOSは、アンドロイド4.2以上とし、液晶サイズは4インチ以上7インチ未満とする。

イ 固定電話、携帯電話への音声通話、メール通信及びデータ通信（ブラウザによるホームページ閲覧）が可能な機能を有するものとする。

ウ 通信速度は4G以上の高速回線とし、パケット通信が可能なものとする。

エ カメラの性能は800万画素以上の性能を有するものとする。

オ 防水・防塵機能・耐衝撃性を有するものとし、紛失時に遠隔操作にて停止処置等の操作が可能な機能を有し、国際電話接続禁止の設定が設定可能であり、各端末において解除ができないこととする。

カ 使用可能範囲は日本国内とし、人口カバー率が95%以上であることとする。

キ 請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていることとする。

ク 現在使用している携帯電話番号を継続して使用できることとする。

(2) 料金体系

音声通話・データ通信は完全定額制とする。パケット通信は2ギガ以上定額プランとし、2ギガを超えた分は速度を落とした定額制とする。また、セキュリティ、保守等のオプションを含むものとする。

(3) 保守

ア 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていることとする。

イ 紛失等による場合、使用不可にできるサポート態勢を有するものとする。

ウ 通話・通信障害等発生時は契約相手方又は契約相手方が供する携帯通信事業者のサポートサービス保守体制が提供可能なものとする。

エ 法令及び契約会社の提供基準に基づき、災害優先回線電話を使用できるものとする。

(4) 明細書

通信・通話サービスの使用に伴う請求に際して、相手方、通信パケット数及び通話時間の明細書を作成し添付するものとする。

5 検 査

この仕様書に基づき、毎月末良好な状態を確認し、検査官の合格をもって完了とする。

6 その他

- (1) 知得した相手方の秘密を第三者に漏洩又は他の目的に使用しないものとする。
- (2) 製品の更新、役務の提供内容に変更が生じた場合には双方速やかに相手方に連絡するものとする。
- (3) 官側及び請負業者の事由により製品の利用又は提供を休止する際には、事前に書面をもって連絡するものとする。
- (4) この仕様書に定めない事項については、官側と契約業者が協議をして定める。
- (5) この仕様書に疑義が生じた場合、契約業者と契約担当官が協議して定める。

調達要求番号 : 3P281A00007-0002

陸上自衛隊仕様書

物品番号	仕様書番号	
タブレット端末のデータ通信料	作成	令和5年3月1日
	作成部隊名	自衛隊山梨地方協力本部

1 総則

この仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用するタブレット端末のデータ通信料について規定する。

2 契約期間

令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

3 仕様等に関する要求事項

(1) 構成品目

- ア 通信カード 5台
- イ 付属品 (取扱説明書)

(2) 機能

ア 通信

業務用電子計算機 (タブレット端末5台) に接続して使用するタブレット端末による通信サービスが可能であることとする。

イ インターネット接続サービス

データ通信端末及び通信回線を提供する携帯電話通信事業者が提供する接続サービスが可能であることとする。

ウ 料金体系

通信料は、毎月定額とする。また、インターネット接続サービス料金を含むものとする。

エ 情報セキュリティ

請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていることとする。

オ 維持・管理

契約期間内における各種サービスが付与され、故障発生時の機器修理等の割引サービスが利用可能であることとする。

(3) 保守

ア 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていることとする。

イ 紛失等による場合、遠隔操作により器材を使用不可にできるサポート態勢を有するものとする。

ウ 通信障害等発生時は契約相手方又は契約相手方が提供する携帯通信事業者のサポートサービス保守体制が提供可能なものとする。なお、同サポート・サービス保守にかかる費用は、この契約に含むものとする。

(4) 明細書

通信サービスの使用に伴う請求に際して、相手方及び通信パケット数の明細書を作成し添付するものとする。

4 検査

本仕様書に基づき、毎月末良好な状態を確認し、検査官の合格をもって完了とする。

5 その他

- (1) 知得した相手方の秘密を第三者に漏洩又は他の目的に使用しないものとする。
- (2) 製品の更新、役務の提供内容に変更が生じた場合には双方速やかに相手方に連絡するものとする。
- (3) 官側及び請負業者の事由により製品の利用又は提供を休止する際には、事前に書面をもって連絡するものとする。
- (4) この仕様書に定めない事項については、官側と契約業者が協議をして定める。
- (5) この仕様書に疑義が生じた場合、契約業者と契約担当官が協議して定める。

調達要求番号 : 3P&B1A00007-0003

陸上自衛隊仕様書

物品番号	仕様書番号	
データ通信USBスティック	作成	令和5年3月1日
	作成部隊名	自衛隊山梨地方協力本部

1 総則

この仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用するデータ通信USBスティックについて規定する。

2 契約期間

令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

3 仕様等に関する要求事項

(1) 構成品目

- ア 通信USBスティック 3本
- イ 付属品 (取扱説明書)

(2) 機能

ア 通信

業務用電子計算機 (4台) に接続して使用するデータ端末による通信サービスが可能であることとする。

イ インターネット接続サービス

データ通信用端末及び通信回線を提供する携帯電話通信事業者が提供する接続サービスが可能であることとする。

ウ 料金体系

通信料は、固定電話、携帯電話、PHS等発信先にかかわらず毎月定額とする。ただし、番号案内、情報提供料等サイト登録及びサービス料は別途請求できるものとする。

エ 情報セキュリティ

請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていることとする。

(3) 保守

ア 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていることとする。

イ 紛失等による場合、遠隔操作により器材を使用不可にできる機能を有するものとする。

ウ 通信障害等発生時は契約相手方又は契約相手方が提供する携帯通信事業者のサポートサービス保守体制が提供可能なものとする。

(4) 明細書

通信サービスの使用に伴う請求に際して、相手方及び通信パケット数の明細書を作成し添付するものとする。

4 検査

本仕様書に基づき、毎月末良好な状態を確認し、検査官の合格をもって完了とする。

5 その他

- (1) 知得した相手方の秘密を第三者に漏洩又は他の目的に使用しないものとする。
- (2) 製品の更新、役務の提供内容に変更が生じた場合には双方速やかに相手方に連絡するものとする。
- (3) 官側及び請負業者の事由により製品の利用又は提供を休止する際には、事前に書面をもって連絡するものとする。
- (4) この仕様書に定めない事項については、官側と契約業者が協議をして定める。
- (5) この仕様書に疑義が生じた場合、契約業者と契約担当官が協議して定める。

調達要求番号 : 3PXBIA00007-0004

陸上自衛隊仕様書

物品番号	仕様書番号	
Pocket Wifi	作成	令和5年3月1日
	作成部隊名	自衛隊山梨地方協力本部

1 総則

この仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用するPocket Wifiについて規定する。

2 契約期間

令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

3 仕様等に関する要求事項

(1) 構成品目

イ 付属品 (ACアダプター, 取扱説明書)

(2) 機能

ア 通信

(ア) 2.4GHz帯と5GHz帯の二つの周波数帯で利用できることとする。

(イ) 同時接続が30台以上可能であることとする。

イ 料金体系

端末はレンタルとし、通信料は毎月定額とする。

(3) 保守

ア 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていることとする。

イ 通話・通信障害等発生時は契約相手方又は契約相手方が供する携帯通信事業者

4 検査

本仕様書に基づき、毎月末良好な状態を確認し、検査官の合格をもって完了とする。

5 その他

(1) 製品の更新、役務の提供内容に変更が生じた場合には双方速やかに相手方に連絡するものとする。

(2) 官側及び請負業者の事由により製品の利用又は提供を休止する際には、事前に書面をもって連絡するものとする。

(3) この仕様書に定めない事項については、官側と契約業者が協議をして定める。

(4) この仕様書に疑義が生じた場合、契約業者と契約担当官が協議して定める。

調達要求番号 : 3PXBIA00002

陸上自衛隊仕様書

物品番号	仕様書番号	
募集事務所連絡用携帯電話	作成	令和5年3月1日
	作成部隊名	自衛隊山梨地方協力本部

1 総則

この仕様書は、自衛隊山梨地方協力本部において使用する募集事務所連絡用携帯電話について規定する。

2 契約期間

令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

3 仕様等に関する要求事項

(1) 構成品目

ア 携帯電話機 6台

イ 付属品 (電池パック, ACアダプター, 取扱説明書)

(2) 機種性能等

ア メール通信

使用する通話機器からメール通信サービスが可能であることとする。

イ 付加サービス

国際電話接続禁止の設定が端末以外で可能であり、各端末において解除ができないこととする。

ウ 料金体系

通話・通信料は、固定電話、携帯電話、PHS等発信先にかかわらず、毎月約500分以上の通話料等を含み毎月定額とする。ただし、番号案内、情報提供料等のサービス料は別途請求できるものとする。

エ 情報セキュリティ

請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティ態勢が整っていることとする。

オ その他

現在使用している携帯電話番号を継続して使用できることとする。

(3) 保守

ア 本件で使用する通信ネットワークが24時間365日で監視・運用されていることとする。

イ 紛失等による場合、遠隔操作により器材を使用不可にできる機能を有するものとする。

ウ 通話・通信障害等発生時は契約相手方又は契約相手方が供する携帯通信事業者のサポートサービス保守体制が提供可能なものとする。

エ 法令及び契約会社の提供基準に基づき、災害優先回線電話を使用できるものとする。

(4) 明細書

通信・通話サービスの使用に伴う請求に際して、相手方、通信パケット数及び通話時間の明細書を作成し添付するものとする。

4 検査

本仕様書に基づき、毎月末良好な状態を確認し、検査官の合格をもって完了とする。

5 その他

- (1) 知得した相手方の秘密を第三者に漏洩又は他の目的に使用しないものとする。
- (2) 製品の更新、役務の提供内容に変更が生じた場合には双方速やかに相手方に連絡するものとする。
- (3) 官側及び請負業者の事由により製品の利用又は提供を休止する際には、事前に書面をもって連絡するものとする。
- (4) この仕様書に定めない事項については、官側と契約業者が協議をして定める。
- (5) この仕様書に疑義が生じた場合、契約業者と契約担当官が協議して定める。